

様式2

整理番号

消防－法不－47

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部予防課（第2査察）(06-4393-6372)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危害予防規程の変更命令
概要	市長は、製造所において、災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該製造業者に対し、危害予防規程の変更を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第28条第4項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	火薬類取締法第28条第4項 経済産業大臣は、災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	